

経営 税務 相談コーナー

質問

2024年に新NISA以下「ニーサ」と表記がスタートしたのをきっかけに、老後の資産形成のために、ニーサを始めようと思っております。また、老後の資産形成のためなら、iDeCo(以下「イデコ」と表記)を活用した方が良くも聞きました。新ニーサとイデコの違いについて教えてください。

回答

新ニーサもイデコも、どちらも投資信託等の投資に対する優遇税制です。ニーサとは、少額投資非課税制度のことであり、非課税口座の枠内で購入した株式や投資信託から得られる利益が非課税となる制度です。2024年からニーサ制度が、使いやすいメリットがあるものへと改正されました。ここでは旧ニーサの説明は割愛いたします。

新NISAとiDeCoの違いとは

①対象年齢

新NISAは18歳以上が対象で、年齢に上限はありません。イデコは20歳から加入して掛け金を拠出することができません。ただし、第1・3号被保険者でも、国民年金に任意加入している場合は、65歳まで掛け金を拠出することができます。なお、今後の改正により、加入年齢を70歳まで引き上げることが検討されています。

②掛金上限

新NISAは、つみたて投資枠と成長投資枠の2種類の投資枠があり、つみたて投資枠は年間120万円まで、成長投資枠は年間240万円まで投資できるため、併用すると最大で年間360万円まで投資することができます。また、生涯で投資できる金額は1800万円となっています。なお、生涯で投資できる金額は1800万円を全てつみたて投資枠で運用することも可能です。ただし、成長投資枠で運用できる金額は1200万円までとなっています。生涯の投資できる枠は、株式等で売却することにより、その取得価額分だけ翌年に復活します。例えば、生涯の投資できる枠を満額の1800万円まで使用していても、当初1000万円で購入した株式を1500万円で売却した場合、その売却した翌年に1000万円分投資できる枠が復活するということが可能です。

③対象商品

新NISAでは、つみたて投資枠と成長投資枠では、投資できる商品が異なります。つみたて投資枠では、長期の積立分散投資に適している金融資産が認められた投資信託となります。成長投資枠では、それ以外の投資信託や、上場株式等も対象に含まれます(除外条件あり)。なお、つみたて投資枠で投資できる商品は、成長投資枠でも投資することができます。

④税制優遇

新NISAでは、運用益が非課税です。イデコでは、元本保証型商品(定期預金、保険商品等)と長期の積立分散投資に適している金融資産が認められた投資信託が対象となります。なお、新NISAでは、つみたて投資枠で投資できる商品は、成長投資枠でも投資することができます。

⑤現金化の時期

新NISAでは、原則60歳までは不可です。イデコでは、原則60歳までは現金化することができません。60歳になってから受け取りの手続きをする必要はなく、掛け金の拠出を継続したり、据え置いて受給を遅らせることもできますが、75歳までには受給を開始しなければなりません。なお、加入期間が10年に満たない人は、60歳から受け取ることはできません。新NISAもイデコも、国が勧めている制度ではありますが、元本割れをするリスクもありません。投資はあくまでも自己責任となりますので、投資を始める際には慎重に検討してください。

【新NISAとiDeCoの違い】

	新NISA	iDeCo
①対象年齢	18歳以上	20歳以上～65歳未満
②掛金上限	年間360万円 生涯1,800万円	月額上限12,000円～68,000円 (職業により異なる)
③対象商品	投資信託、上場株式等	元本保証型商品、投資信託
④税制優遇	運用益が非課税	掛け金が所得控除 運用益が非課税 受け取り時に退職所得控除、公的年金控除
⑤現金化の時期	いつでも可能	原則60歳までは不可

新NISAのつみたて投資枠で対象となつても、イデコでは対象とならない場合や、イデコで対象となっている投資信託でも、新NISAでは対象となつていない場合もあります。

④税制優遇

新NISAでは運用益が非課税というメリットがあります。通常、株式や投資信託から配当金を受け取る場合や、配当金を再投資する場合、株や投資信託を売却して売却益が出た場合は、その利益に対して所得税、住民税が課税されますが、新NISAの口座で運用している場合は、これら全てが非課税となります。満額の1800万円かけて運用した商品を3000万円で売却したとすると、1200万円の運用益に対しては課税されることはありません。

⑤現金化の時期

新NISAではいつでも保有している株式、投資信託を売却し、現金化することができます。前述したようにその売却益は非課税です。なお、年間の投資上限枠は、売却をしても復活はしません。成長投資枠で年間の上限240万円投資をしている場合、仮に100万円分を売却しても、その年には、これ以上成長投資枠で新たな投資をすることはできません。

⑥対象商品

新NISAでは、つみたて投資枠と成長投資枠では、投資できる商品が異なります。つみたて投資枠では、長期の積立分散投資に適している金融資産が認められた投資信託となります。成長投資枠では、それ以外の投資信託や、上場株式等も対象に含まれます(除外条件あり)。なお、つみたて投資枠で投資できる商品は、成長投資枠でも投資することができます。

⑦対象年齢

新NISAは18歳以上が対象で、年齢に上限はありません。イデコは20歳から加入して掛け金を拠出することができません。ただし、第1・3号被保険者でも、国民年金に任意加入している場合は、65歳まで掛け金を拠出することができます。なお、今後の改正により、加入年齢を70歳まで引き上げることが検討されています。

⑧掛金上限

新NISAは、つみたて投資枠と成長投資枠の2種類の投資枠があり、つみたて投資枠は年間120万円まで、成長投資枠は年間240万円まで投資できるため、併用すると最大で年間360万円まで投資することができます。また、生涯で投資できる金額は1800万円となっています。なお、生涯で投資できる金額は1800万円を全てつみたて投資枠で運用することも可能です。ただし、成長投資枠で運用できる金額は1200万円までとなっています。生涯の投資できる枠は、株式等で売却することにより、その取得価額分だけ翌年に復活します。例えば、生涯の投資できる枠を満額の1800万円まで使用していても、当初1000万円で購入した株式を1500万円で売却した場合、その売却した翌年に1000万円分投資できる枠が復活するということが可能です。

の売却した金額で別の商品に投資することとなりますが、売却益が出ていたとしても、課税されることはありません。ただし、新NISAと異なる点は、現金化をする時点で課税されるということです。後述しますが、イデコは原則60歳までは現金化することができません。現金化する際は、一時金で受け取るか年金で受け取るかを選択することができますが、この受取金額は課税の対象となります。課税の対象とは異なりますが、一時金で受け取る場合は退職所得控除があり、年金で受け取る場合は公的年金控除があるため、受取金額全額には課税されないというメリットがあります。

以上のように新NISAは、非課税で資産運用をしやすい制度、イデコは所得控除のメリットを受けながら老後の資産を形成していく制度となります。どちらの方が優先すべきかは、年齢、余剰資金、ライフスタイル等により異なります。比較的年齢が若く、所得も低い場合は、今後お金が必要となるライフイベントが多々あるかと思いつくので、60歳まで現金化できないイデコよりは新NISAの方が良いかもしれません。所得もそれなりにあり、余剰資金もあるという場合は、イデコを優先して節税のメリットを受け、余裕があれば新NISAにも投資をするという考え方もあります。新NISAもイデコも、国が勧めている制度ではありますが、元本割れをするリスクもありません。投資はあくまでも自己責任となりますので、投資を始める際には慎重に検討してください。

税務相談は
お気軽に
お電話ください。

事務所
福岡市中央区天神二丁目4-12
矢野ビル
TEL 092-781-2608



笹田 毅 先生

協会顧問税理士

★質問募集
佐賀県保険医協会では経営税務に関する質問を随時募集しております。質問の投稿やお問い合わせは、協会事務局までご連絡ください。(事務局)

協会顧問
笹田毅税理士事務所
笹田 毅
092
(781) 2608